

## 特別養護老人ホームの入所要件が変わります。

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中、重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化されるため、平成27年4月1日から入所要件が変更されます。

平成 27 年 3 月 31 日まで

### ・要介護1以上の方

※ 常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方



平成 27 年 4 月 1 日から

### ・要介護3以上の方

※ 常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方

### ・要介護1又は要介護2の方については、以下に当てはまる場合に、施設が市町村（保険者）の意見を聞いた上で判断します。

- (1) 認知症であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- (2) 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

入所を希望する場合は、各施設に対する申し込みが必要です。

入所の決定は、各施設の入所検討委員会において、必要性が高い方から優先順位が決まります。

※ 平成27年3月31日までに既に入所申込みをされている方は、平成27年9月30日の有効期限まで法改正に伴う申込書の再提出の必要はありませんが、必要に応じて、申込先の施設から現状の確認等があった際にはご協力ください。